

山口市障害児保育推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（本市が設置する保育所を除く。以下「私立認可保育所」という。）において、同法に規定する障害児等の保育を実施する場合における障害児等の発達支援及び処遇の向上並びに職員の処遇改善を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この要綱に定める事業（以下「事業」という。）の内容は、次に掲げる児童（以下「障害児等」という。）が入所している私立認可保育所に対し、前条に定める目的を達成するための費用として、職員の加配等に要する費用の一部について、通常の保育における委託料に加えて委託料を支払うものとする。

(1) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

(2) 前号に規定する児童に類する者として、その者の身体、知能又は精神における何らかの要因により、その者のために特別に保育士を加配しない限り、通常の集団保育が困難であると認められる児童

2 事業の対象となる障害児等は、本市が私立認可保育所に保育の実施を委託し入所している児童とする。

3 前項の規定にかかわらず、本市が保育の実施を委託していない場合であっても、本市に住所を有する障害児等が本市に所在する私立認可保育所に入所している場合で特に必要があると認められるときは、当該障害児等を事業の対象とすることができる。

(実施手続)

第3条 事業を実施しようとする私立認可保育所の設置者は、障害児等の名簿その他必要な書類を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(事業実施の承認等)

第4条 市長は、前条の規定により書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業を実施することが適当と認められる場合は、当該私立認可保育所の設置者に対し、当該事業の実施について承認するとともに、当該私立認可保育所の設

置者と事業に係る委託契約（以下「委託契約」という。）に基づき、予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

（委託料の額）

第5条 委託料の単価は、必要な職員の加配人数に応じ、次の表のとおりとする。

種別	委託料単価 (児童1人当たりの月額)	必要な職員配置数等の要件
重度障害児	16万円	該当障害児等2人につき原則として保育士1人以上を配置する必要がある児童
軽度障害児	5万円	重度障害児に当たらない障害児等のうち、該当障害児等6人につき原則として保育士1人以上を配置する必要がある児童

備考 各月の委託料の額は、委託料単価に当該月の対象障害児等の数を乗じて得た額とする。

2 前項の重度障害児は、次のいずれかに該当する児童に限る。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（取得により手当の支給を停止されている場合を含む。）

(2) 都道府県において（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）「療育手帳制度の実施について」の「第三 障害の程度の判定」に定める「重度」（療育手帳の表示においては、「A」）に該当する判定を受けている児童

（実績報告）

第6条 委託契約を締結した私立認可保育所は、委託期間が満了したとき及び市長が指示したときは、速やかに市長に実績を報告しなければならない。

（委託料の変更等）

第7条 市長は、前条の報告により委託料を変更する必要があると認めた場合は、当該私立認可保育所と変更委託契約を締結するとともに、委託料の追加交付をし、又は期限を定めて委託料の返還を命ずるものとする。

（委託契約の解除等）

第8条 市長は、委託契約を締結した私立認可保育所が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約に基づき当該委託契約を解除することができる。

(1)この要綱に違反したとき。

(2)事業の実施方法が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により委託契約を解除した場合において、既に委託料が交付されているときは、当該私立認可保育所に対し、期限を定めて委託料の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。